

社会福祉法人なごや福祉施設協会 喀痰吸引等研修

<省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)>

受講者募集要項

1	登録研修機関番号	2310020		
2	登録研修機関名	社会福祉法人なごや福祉施設協会		
3	研修課程	第2号研修(不特定多数の者対象)		
4	研修会場	講義	会場名	なごや福祉施設協会本部事務局4F研修室
		演習	所在地	名古屋市昭和区紅梅町3丁目3番地円昭ビル4F
		実地研修	会場名	① なごやかハウス横田 ② なごやかハウス滝ノ水 ③ なごやかハウス出来町 ④ なごやかハウス福原 ⑤ なごやかハウス希望ヶ丘 ⑥ なごやかハウス名西 ⑦ なごやかハウス三条 ⑧ なごやかハウス岳見 ⑨ なごやかハウス野跡 ⑩ なごやかハウス名楽 ⑪ なごやかハウス丸池 ⑫ なごやかハウス神宮寺 ⑬特別養護老人ホーム 高杉共愛の里 ⑭株式会社オリーブ サービス付き高齢者向け住宅 ⑮特別養護老人ホーム 共愛の里
		所在地	① 名古屋市熱田区横田二丁目3番35号 ② 名古屋市緑区滝ノ水三丁目2103番地 ③ 名古屋市東区出来町三丁目16番地11号 ④ 名古屋市昭和区福原町一丁目40番地 ⑤ 名古屋市千種区希望ヶ丘二丁目3番9号 ⑥ 名古屋市西区名西一丁目24番8号 ⑦ 名古屋市南区三条二丁目16番42号 ⑧ 名古屋市瑞穂区岳見町3丁目4番地の1 ⑨ 名古屋市港区野跡五丁目2番3号 ⑩ 名古屋市中村区名楽町4丁目7番地の18 ⑪ 名古屋市港区丸池町1丁目3番地 ⑫ 名古屋市港区神宮寺二丁目201番地 ⑬ 名古屋市中川区高杉町261番地 ⑭ 名古屋市中川区十番町6丁目2番 ⑮ 名古屋市中川区下ノ一色町字権野108番地の4	
5	研修期間	平成30年8月22日から平成32年(2020年)3月31日まで		
6	募集期間	平成30年7月20日から平成30年7月30日まで		

7	定員	16名	
8	受講料	① 講義 9,200円(研修テキスト2,160円を含む) ② 演習 61,560円 ③ 実地研修(選択可) 口腔内喀痰吸引 鼻腔内喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 研修課目1行為につき29,350円(賠償責任保険料含む) (当法人が設置運営している施設で行われる実地研修実施の場合)	
9	受講申込方法	上記募集期間内に郵送で申し込む。(当日消印有効) 〒466-0031 名古屋市昭和区紅梅町3丁目3番地円昭ビル3F 社会福祉法人なごや福祉施設協会 喀痰吸引等研修係	
10	受講申込に関する連絡先	担当者名	安藤郁子
		電話番号	052-842-5531(なごや福祉施設協会本部事務局)
		ファックス番号	052-842-5532(なごや福祉施設協会本部事務局)

<注意事項>

- ① 申込み多数となった場合は、申込書類を確認し、必要度を考慮し選考いたします。先着順ではありません。
- ② 受講可否通知は募集期間終了後1週間以内に、申込者全員に郵送またはFAXで通知します。万一、通知が届かない場合は、上記連絡先までご連絡ください。
- ③ 以下の方は基本研修等を免除いたしますので、応募の際、ア～イは「研修修了証明書」、
「基本研修修了証明書」の写し、ウ～カは研修の「修了証明書」の写し、キは「一部履修証明書」の写しを添えて申し込みをしてください。
 - ア 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア(実地研修を除く)の科目を履修した者
 - イ 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア(実地研修を含む)の科目を履修した者
 - ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発0401第17号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者
 - エ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」の研修(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した者
 - オ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について

て」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

カ 平成24年度以降に登録研修機関において、たんの吸引等研修第2号研修（不特定多数の者対象）を修了した方

キ 平成24年度以降に登録研修機関において、交付された「一部履修証明書」をお持ちの方

④ 受講可の方は、通知後、1週間以内に受講料を振り込んでください。振り込みが確認されて申込みが完了となります。振り込み手数料は受講者でのご負担をお願いします。

⑤ 申込み完了後のキャンセル・辞退については原則として返金いたしません。

⑥ 研修終了者には「喀痰吸引等修了証明書」を発行します。喀痰吸引等の実務を行うためには、愛知県より「認定特定行為業務従事者認定証」の交付が必要です。この申請は各自で行っていただきます。またこの認定証を交付されても登録特定行為事業者として登録された事業者でのみ実務を行うことができます。

⑦ 研修は、公共交通機関をご利用ください。駐車場はございません。